

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング 団体	ページ
39	マイナンバー利用事務の拡大(1件)	九州地方 知事会 (大分県)	1~8
24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し (1件)	埼玉県	9
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し (3件)	九州地方 知事会 (福岡県)	10
		九州地方 知事会 (佐賀県)	11
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (3件)	九州地方 知事会 (大分県)	12~13
54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (7件)	愛知県	14
		広島県	15
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(1件)	東京都	—

平成26年地方分権改革に関する提案募集

マイナンバー利用事務の拡大

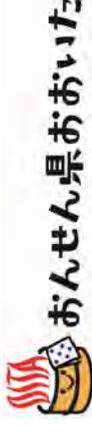
平成26年8月26日

九州地方知事会
(大分県)



日本一のおんせん県おおいた  味力も満載

今回の提案について



(1) 提案項目

社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法、マイナンバー法)】

(2) 提案内容

マイナンバーは、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、マイナンバー法第9条第1項別表第一によって活用できる事務を限定しているが、別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるように改善を求めめるもの。

マイナンバー法

(基本理念)

- 第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない
- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に係る情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることよって、**国民の利便性の向上及び行政運営の効率化**に資すること。
 - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することよって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
 - 三 個人又は法人その他の団体が提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求め、これを避け、国民の負担の軽減を図ること。
 - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報に法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。
- (略)

(利用範囲)

第9条 別表第二の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(略)

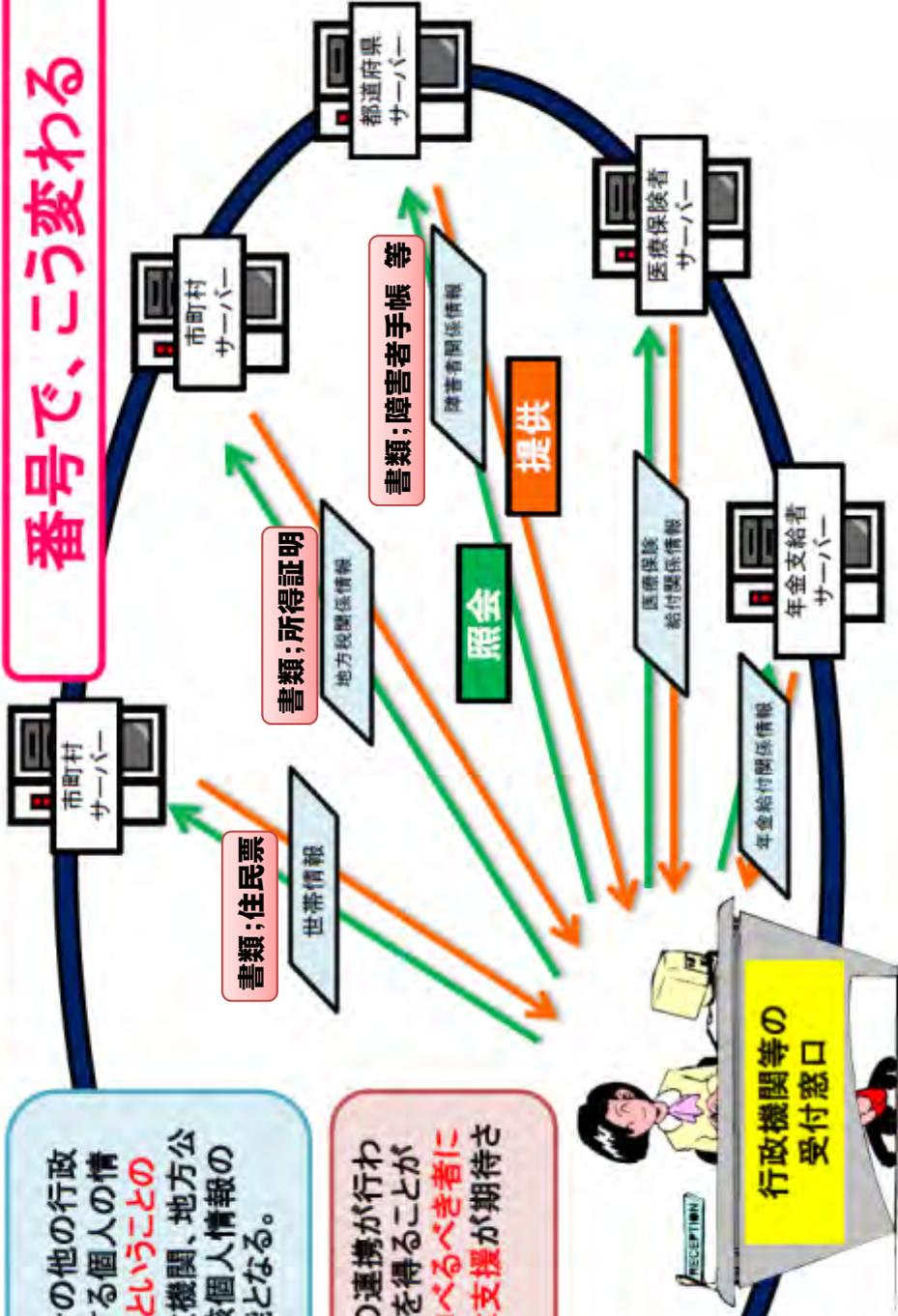
番号制度導入によるメリット～導入後～

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



番号で、こう変わる

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。書類の例：住民票、所得証明、障害者手帳等

個人番号の利用範囲

別表第一（第9条関係）

年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</p> <p>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</p> <p>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</p> <p>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</p>
労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</p> <p>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</p>
福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</p> <p>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</p> <p>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</p> <p>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</p> <p>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</p> <p>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</p> <p>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</p>
社会保障分野	
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用



事例 特定優良賃貸住宅について

公営住宅 → マイナンバー法 別表第一に記載あり

公営住宅とは(公営住宅法)・・・

「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第23条、施行令第6条) → 25万9千円以下(低所得者の場合 15万8千円以下)で条例で定める額
- ・入居の選考の際に世帯構成(同居親族の数)が考慮される(法25条、施行令第7条)
- ・家賃額決定の基となる収入合計に関して、扶養親族の年齢や障害の有無により控除が行われる

公営住宅

都道府県管理 約93万1,000戸
(九州・沖縄・山口 約11万5,600戸)

特定優良賃貸住宅 → マイナンバー法 別表第一に記載なし

特定優良賃貸住宅とは(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)・・・

「中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的」とした住宅

【入居条件等】

- ・入居者の所得条件(法第3条、施行規則第7条) → 25万9千円を超えて48万7千円以下で条例で定める額 等
- ・入居は、原則抽選だが、世帯構成(同居親族の数)に応じた特例あり(法第3条、施行令第10条・第11条)

①特定公共賃貸住宅(特公賃)

地方公共団体が中堅所得のファミリー向けに直接供給している賃貸住宅

②準特定公共賃貸住宅(準特公賃)

地方公共団体が、特定公共賃貸住宅の用途変更を行い、多子世帯や高齢世帯向けに直接供給している賃貸住宅

③特定優良賃貸住宅(特優賃)

民間事業者が、国土交通省令で定めるところにより、賃貸住宅の建設及び管理に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けて、供給を行う賃貸住宅

特定優良賃貸住宅

特公賃・準特公賃住宅
都道府県管理 約1万2,800戸
(九州・沖縄・山口 約500戸)



地方公共団体の特公賃・準特公賃住宅の建設・管理等について



1 建設

- 公営住宅と間取り等の条件が異なる住宅を、公営住宅と同じ棟や敷地内に建設することが多い。
→ 大分県の場合は、同じ棟の中に建設

2 管理・窓口

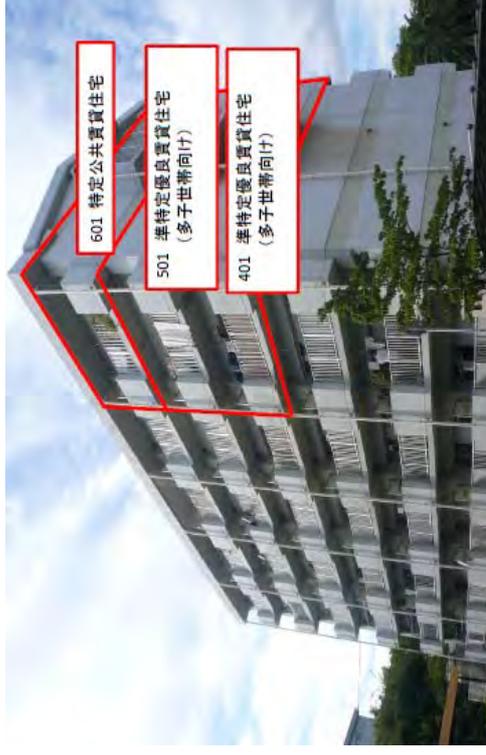
- 管理については、公営住宅と同一管理者が行い、申請についても同一窓口となることが多い。
→ 大分県の場合は、大分県住宅供給公社

3 入居審査

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法、同法施行規則を踏まえて、入居審査の基準等を条例及び規則で定めた結果、入居申請の際の添付書類が、公営住宅の場合と同様。
→ 大分県の場合は、添付書類は同一
- 公営住宅法による公営住宅の所得条件を上回る場合などは、特公賃の入居を勧める場合がある。

4 地方公共団体の実務

- 「公営住宅法」及び「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき地方公共団体が建設する賃貸住宅の設置・管理については、同じ条例及び規則で定めている自治体がある。
→ 大分県の場合は「大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例」
- 両方に基づく賃貸住宅の入居者の管理等については、同じ情報システムを使用することが多い。
→ 大分県の場合は「県営住宅管理システム」で一体的に管理



※写真掲載の県営住宅(大分県)では特公賃・準特公賃以外の住宅については、公営住宅法に基づく住宅

入居の際の添付書類

- 1 世帯全員の住民票の写し
- 2 世帯全員(16歳未満の者を除く。)の所得証明書
- 3 婚約者がある場合は、それを証明する書類
- 4 申込者又は同居する親族が身体障害者等である場合は、身体障害者手帳等の写し
- 5 県民税及び市町村民税の納税証明書
- 6 別居扶養親族がある場合は、それを証明する書類
- 7 申込者及び同居する親族が暴力団員でないことを誓約する書面



特公賃・準特公賃住宅がマイナンバー制度に対応しない場合

- 住宅に困窮している事情は同じなのに、申請する住宅の種類が異なることで添付書類が異なるのは混乱を招く

？



※公営住宅、特公賃・準特公賃住宅ともに、被災者に対しての入居優遇制度があるが、特公賃・準特公賃住宅の場合は添付書類が必要となる。

※事例として、入居者の所得の変動により、公営住宅に基づき住宅から特公賃住宅への転居も行われており、転居の際に添付書類が生じる。

- マイナンバー法では、個人番号を利用できる事務を同法第9条別表第一で限定列挙している。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律のように、地方公共団体が行う事務が既に法律で定められているがマイナンバー法で挙げられていない場合、当該事務の利用を禁じると解される。

※地方公共団体が社会保障・税に関する事務として、独自利用するとする判断は困難。

別表第一に記載されていない法律による事務も対応できるよう改善を求めると

マイナンバー法 第9条 別表第一

十九 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二十六条に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
追 加	
〇〇 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年五月二十一日法律第五十二号)第十八条に規定する地方公共団体(都道府県知事又は市町村長)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による地方公共団体が建設する賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

その他の混乱を招くと思われれる例

保健所を窓口とする各種の申請への対応の場合

○ **マイナンバー法 別表第一に記載あり**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請	小児がんなど特定の疾患について、医療費を支給	児童福祉法 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等
感染症患者医療費公費負担申請	結核などの感染症の患者に対して、入院勧告若しくは措置入院を行い、医療費を公費で負担	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、所得・課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
特定医療費(指定難病)支給認定申請	指定難病の患者に対して、医療費を支給 ※予算事業(特定疾患治療研究事業)が法制化され、番号法の別表に追加	難病の患者に対する医療等に関する法律(厚生労働省) ※H26.5.23成立 H27.1.1施行	住民票(世帯全員)、所得課税証明(同一の保険に加入している世帯全員)、健康保険証 等

→ **マイナンバー法により添付書類を削減**

● **マイナンバー法 別表第一に記載なし**

申請	概要	実施根拠	必要な添付書類の例
肝炎治療受給者証交付申請	B型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療を受ける患者に対し、医療費を助成する。(保険適用となっているものに限る。)	肝炎対策基本法 肝炎治療特別促進事業実施要綱 (厚生労働省)	住民票(世帯全員)、課税証明(世帯全員)、健康保険証 等
不妊治療費等助成金給付申請	医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に治療費を助成	不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(厚生労働省)	住民票(夫婦)、所得・課税証明(夫婦) 等

→ **各地方公共団体が国の予算事業を活用するなどにより、全国的に同様な事務を行っている。**

実施要綱に基づく医療費助成であり、特定医療(指定難病)等と同様の取扱いとするためには、法整備が必要になるものと考ええる。

水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

水素ステーションの設置について規制改革実施計画(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること	
提案事項	水素ステーションの設置について規制改革実施計画(次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること
具体的項目	①公道との保安距離の短縮 ②液化水素ステーション基準の整備 ③水素ステーションの使用可能鋼材に係る性能基準の整備 ④水素ステーションに係る設計係数の低い設備等の技術基準適合手続の簡略化 ⑤小規模な圧縮水素ステーション基準の整備
	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 例示基準 高圧ガス保安法 特定設備検査規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則
内容	水素ディスプレイセンサーと公道との保安距離(現行6m)をガソリンスタンド並み(4m)に短縮する 現在未整備の液化水素ステーションの技術基準を整備する 海外で使用実績のある鋼材を国内の水素ステーションで使用可能とする 水素ステーションに係る設備等の設計係数(現行4倍)を欧米並み(2.4倍)に緩和するための手続の簡略化を図る 現在未整備の小規模な圧縮水素ステーションの技術基準を整備する
効果等	保安距離が短縮されることにより、設置に必要な敷地面積が小さくなり、設置コストが削減され、用地確保がしやすくなる 基準が未整備のため、市街地に液化水素ステーションが設置できない。圧縮水素ステーションと同様の基準を整備することにより、液化水素ステーションの普及が促進される 大臣特別認可の手続を経ずに、海外で製造された水素ステーションの輸入・整備が可能となるため、設置コストが削減される 大臣特別認可の手続を経ずに、欧米並みの設計係数で製造された部品が使用可能となり、設置コストが削減される 基準が未整備のため、小規模な水素ステーションに対し、大規模並みの設備等が要求されている。基準を整備することにより小規模な水素ステーションの設置コストが削減されるとともに、普及が促進される

水素エネルギー・燃料電池自動車の普及を図る上では、水素ステーションの整備が重要であり、規制緩和を著実に進め、水素ステーションの設置を促進すべき

地方分権改革に関する提案書「別紙」

提案事項：旅館業からの暴力団排除のための旅館業法の改正

提案県：福岡県、九州地方知事会

【 具体的な支障事例等について 】

- ① 指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。その団体の幹部が、旅館業を営む会社の取締役であったが、旅館業法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、指定又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例（法人としては1団体）があったもの。
- ② 現在、全国的に暴力団排除条例が制定され、暴力団が会合を開く会場として、ホテル・旅館等の利用を認めることは、暴力団への利益供与に該当し暴排条例違反となるため、暴力団の利用は困難となっている状況にある。
よって、会場を確保するために、暴力団が旅館等を経営するケースや大規模な建物を購入するケースもある。
- ③ 暴力団の旅館経営は、暴力団の資金源となることとはもちろんのこと、抗争事件による旅館襲撃等も想定されるところであり、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高く、旅館業において暴力団排除を徹底することは極めて重要である。
※ 佐賀県唐津市において、暴力団幹部が社長を務める会社が、温泉宿泊施設を運営している事例有り
※ 本県北九州市を本拠に持つ指定暴力団が、ホテルや宴会場が使いづらくなったことから、集会所として事務所を開設したとの報道がなされた事例有り

【 旅館業法に規定しなければならない必要性について 】

- ① 旅館業法第1条に法の目的として、公衆衛生の維持と同時に、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により」「旅館業の健全な発達を図る」ことが規定されている。
業の健全な発達を図る上で、地域における支障事例を排除することは必要なことである。福岡県としては、暴力団関係者が業界に存在することにより、業務の運営が曲げられ、健全な発展を確保することができないことは明白であると考えている。
- ② 法の目的として、「業の健全な発達」が規定されている以上、同法において暴力団排除が行えるようにすることが必要である。
同様に、業の健全な発達を阻害する要因を排除するには、同法の中で規定することが不可欠と考える。
- ③ また、旅館業法の規定によらない形で条例を制定し、その条例により旅館業の規制を行った場合、司法において、法を超える規制自体が違法とされる恐れがある。
例としては、平成26年2月25日の京都地裁での判決として、風俗案内業条例の規定が、風営法を超える規制を行っていることをもって、「営業の自由を合理的裁量を超えて制限するもので違憲・無効」との判決がなされたというものがある。
当県としては、このような判決が下されるリスクをできるだけ排除する必要があると考えている。

採石法に係る暴排事案

【佐賀県】

- 平成25年8月、警察から、知事部局に対して、A社が暴力団と関係がある旨連絡があり、県として、A社を入札指名停止するとともに、平成26年1月に産廃収集運搬業の許可の取消を行った(廃掃法)。
- A社は採石法の登録事業者であつてが、採石法には、暴力団排除条項がないため、この登録取り消しはできなかったところである。
- なお、佐賀県においては、平成26年3月に、県が行う許認可等について点検を行い、福祉施設の指定・認可基準、旅館業法の許可基準、公衆浴場法の許可基準、興行場法の許可基準、化製場法の許可基準、と畜場法の許可基準、動物愛護法の登録基準、卸売市場の許可基準、屋外広告物の登録基準などに暴力団排除条項を設ける条例改正を行ったところである。
- これにより、反社会的存在である暴力団の排除に向けた取組が強化されることが期待されている。

【福岡県】

- 平成22年度に警察からの情報により、福岡県において、指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。
- その団体の幹部が、採石業を営む会社の取締役であつたが、採石法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、登録又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(3社)があつた。

県における創業支援の取組と権限移譲の必要性について

平成26年8月26日
九州地方知事会
(大分県商工労働部経営金融支援室)

1. 県独自の創業支援の取組

九州・山口各県では、それぞれ工夫を行い各県独自の創業支援の取組を実施。

(1) 大分県の取組例（おおいた創業促進事業）

① スタートアップ支援機関連絡会議

創業支援の関係機関が個別に実施している支援情報を共有するとともに、創業希望者の掘り起こし、創業希望者への情報提供、助言・指導等に関する意見交換を行い、効果的な創業支援を実践することを目指し、平成24年4月に設置。

【参加機関】

商工団体、中核的支援機関、金融機関、信用保証協会、県内ベンチャーキャピタル、公設試験研究機関 等（事務局：大分県）

【支援実績】（平成25年度 参加機関トータル）

- ・創業相談件数 1, 534件（24年度は1, 169件 +31.2%）
- ・創業実現件数 424件（24年度は 304件 +39.5%）

② おおいた創業セミナーの開催

創業希望者の準備段階に応じ、創業に必要な事業計画作成、マーケティング、手続き等の知識習得や、人脈形成等を支援するセミナーを開催。

2. 県と市町村「創業支援事業計画」との連携可能性（権限移譲のメリット）

(1) 相互補完的な施策の立案・実践

市町村の実施している「UIターン支援」「地域資源活用促進」など創業支援と親和性の高い施策と、県及び支援機関が既の実施している創業支援施策の連携について、計画作成段階からすり合わせを行うことで、実践段階での連携体制も円滑化することが期待される。

また、県、市町村双方の支援施策立案に当たっても、計画作成、計画変更の過程で情報を共有することで、補完性を高めることが可能となる。

(2) 地域の創業動向に関する情報集約と活用

これまで創業支援窓口を設置していなかった市町村にとって、域内の創業支援に関

するデータ取得、目標設定等は困難。

県が「スタートアップ支援機関連絡会議」から収集した情報を適宜市町村に提供（将来的には双方の情報を共有）することで、計画作成、施策立案に資する。

（３）県域で活動する支援機関との連絡・調整

商工団体、金融機関等では、県域を束ねる本部等で情報集約、意思決定等が行われているケースが多い。

そうした本部との連絡・調整の役割を認定機関としての県が担うことで、作成する計画の実効性を高める。

（４）規模の小さい市町村の連携支援

単独では創業支援事業計画の作成が困難（支援メニュー新設や一定数の創業希望者の確保など）な市町村について、県の仲介により近隣市町村との連携計画を作成することで、より多くの創業者が法に基づく支援を受けられる。

（５）手続きの迅速化

各都道府県が管内市区町村の計画作成に対する事前調整、審査事務等を行うことで、現在地方経済産業局が行っている事前調整、中小企業庁を中心に行っている審査よりも大幅に短い期間で計画認定が可能となり、市区町村がスピーディに計画を実行に移せる。

3. 国に担っていただきたい役割

（１）全国的な競争的資金（補助金・交付金等）の実施

（独）中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」や、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金」等については、県内の創業希望者や市町村に積極的な活用を呼びかけているところ。

こうした競争的資金へのエントリーは、事業計画の精度向上や、新規性・独自性の深掘りなどに有用であり、全国から寄せられる計画との比較審査を受けることで、計画のレベルアップにもつながる。

都道府県に認定権限が移譲された場合であっても、全国的な競争的資金については、継続して実施していただきたい。

（２）特定創業支援事業を受けた創業者に対する支援措置の拡充

産業競争力強化法第113条に基づき市町村が作成し、認定を取得し創業支援事業計画に記載された「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する支援措置は、法人設立時の登記に係る登録免許税の軽減等があるが、創業者が法に基づく創業支援を受ける意欲をさらに喚起するため、引き続き支援措置の拡充をお願いしたい。

地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲に関する愛知県の意見

1 本県の主張のポイント

平成23年の法改正で地域産業資源認定の権限が国から都道府県へ

⇔地域産業資源活用事業計画の認定、補助金の交付は国に残る

- ・地域産業資源の認定と活用で主管官庁が異なるのは、一つの制度として首尾一貫しない。
- ・中小企業の支援窓口が分かれてしまい、事業者にわかりにくい。

→事業計画認定、補助金交付の権限が都道府県に移譲されれば、一元的に実施できる。

◇本県では、地域産業資源活用の基本的な支援策として「あいち中小企業応援ファンド」を基金により実施しており、より高度な取組を対象とする当該補助金と一体的な運用が可能。

2 経済産業省の主張に対する反論

(1)「申請時に県の意見を反映できる」という点について

- ・事業計画申請書は、中小企業基盤整備機構が相談段階から作成を指導して県に提出しており、県は機構の事前協議にオブザーバー参加のみと関与が限定的なため、申請時の意見は形式的なものにならざるをえない。

(2)「全国レベルの先端的なモデル事業を全国的な視点で認定する必要」という点について

- ・全国の採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が見られない。
- ・事業計画採択者の1/4が「あいち中小企業応援ファンド」の採択事業者(68社中14社)。
→本県が地域産業資源を活用した中小企業の新事業展開の情報を十分持っており、一元的に施策を担うことができることの証左。

3 本県が想定しているスキーム

(1) 財源

都道府県へ交付金を交付、或いは都道府県に基金を造成(所要額を実効的に確保するため、税源移譲、一般財源化は求めない)。事業計画認定・補助金交付に係る事務費の措置も必要。

(2) 補助額

現行は事業期間5年、3,000万円以内だが、5年は事業者にとってハードルが高い。利用しやすくするため3年、2,000万円以内で都道府県が決められるようにする。
認定件数は、現状の年間10件程度から、期間短縮すればさらに増加。

(3) 申請手続

申請書が詳細すぎるため事業者負担が大きく、低利用の原因なので、申請書類の簡素化を図る。

(4) 補助事業の内容

ほぼ現行どおり。経済産業省が基本方針を示す場合には、都道府県の自由度を高められたい。

(5) 中小企業基盤整備機構による支援

制度の周知、計画等の申請審査への助言、フォローアップのハンズオン支援等について、ノウハウの蓄積がある機構に引き続き支援を求めていく。

(6) 事務体制

申請に関する一部増員、アドバイザーの委嘱等が必要となるが、申請書類の簡素化により効率性はあまり変わらない。

地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

H26.8.21 広島県

1 提案事項

中小企業者が行う地域産業資源を活用した新事業展開支援に係る権限及び財源を都道府県知事に移譲する。

2 求める措置の具体的内容

都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

- ① 都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限(法第6条)
- ② 支援措置に係る財源
 - ・ 認定後の補助金
 - ・ 事業運用のための体制整備に係る経費

<参考：補助金の一般的スキーム>

上限：3,000万円（1事業計画当り）

補助率：2/3以内

内容：新商品の開発，試作品開発，展示会出展などに係る費用に補助

3 提案の理由

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続きが、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

4 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

本県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、創業、新事業展開、経営革新、販路拡大等の支援を行っている。一方、経済産業省においても、中小企業支援施策を実施しており、中小企業支援に関して、国と都道府県で窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

当該事業について、都道府県が一元的に担うことにより、ワンストップで効率的な事業実施が可能になるとともに、事例の課題に応じて、上記の県の施策とあわせて、継続的かつきめ細やかな支援を行うことが可能となる。

特に、都道府県が指定する地域産業資源についての中小企業の新事業展開については、地域資源を認定する県がよりその地域の情報やネットワークを有すると考えるため、効率的である。

<広島県及び関係機関で行う中小企業支援策の例>

◆資金支援（新事業創出チャレンジ企業支援事業助成金）

地域の「強み」となり得る先進的な技術・ノウハウ等を活用した新事業創出支援するために必要な経費を助成。対象は、事業化促進事業及び市場化促進事業。

◆集中支援（チーム型支援）

新事業展開や経営革新に取り組み、新たな成長を目指す意欲のある中小企業に対して、マーケティング・セールス・ブランディング、デザイン、知的財産、生産管理等の経営戦略を通じて売上高や雇用増、企業価値向上が図られることを目的に全国トップレベルのプロフェッショナルで構成されたチームにより、集中支援を行う。

◆経営革新支援（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画に係る承認）

新商品・新サービスの開発などの中小企業の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援。

◆販路開拓

商談会開催、見本市出展、広島ブランドショップTAUでのテストマーケティング等。